

介護保険料が確定しました

問い合わせ 高齢福祉課介護保険係(東原庁舎内)☎内線77253

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、世帯や本人の所得、課税の状況により10段階に分けられ、それによって決まった保険料(年額)を年6回の納期に振り分けて納めます。

仮算定と本算定

各期の保険料は、前年分所得の確定前は前年度保険料を基に仮算定し、所得の確定後は「介護保険料(年額)」で本算定を行います(別表1)。

仮算定との過不足分は本算定で調整されます。

納付方法

介護保険料の納付方法は2通りあります。

①特別徴収(年金天引き)

日本年金機構などの指定により、年金から直接納める方法(高齢基礎年金や退職年金、遺族年金、障害年金などを年間18万円以上受給している人)。

②普通徴収(納付書納付、または口座振替)

市から送付する納付書により、金融機関などに直接納める方法(特別徴収に該当しない人、年度途中に65歳に到達した人、または転入した人など)。

※普通徴収の人は、口座振替が便利です。各金融機関で手続きしてください

保険料を納めないでいると

介護保険は、介護が必要な人を社会全体で支え合う制度です。特別な理由もなく保険料を納めないでいると、介護サービスを利用したときにかかる費用の全額負担や保険給付の支払い差し止めなどの制約を受けることがあります。

また、保険料が時効(2年)となった場合、その期間と金額に応じて保険給付額が減額されることがあり、サービスを利用するときの負担が大きくなります。

納付を忘れている人は、早めに保険料を納めましょう。

◆別表1

徴収方法	納期					
	1期(4月)	2期(6月)	3期(8月)	4期(10月)	5期(12月)	6期(2月)
特別徴収 年金から天引き	仮算定			本算定		
	前年度の第6期(2月)と同額 ※3期分は調整する場合があります			(確定した年額-仮算定額)を3で割った金額		
普通徴収 納付書納付 口座振替	仮算定			本算定		
	前年度の年額を6で割った金額			(確定した年額-仮算定額)を4で割った金額		

介護保険料一覧

所得段階	該当要件	調整率	H27~H29 保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準額×0.45	29,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下の人	基準額×0.70	45,500円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、上記に該当しない人	基準額×0.75	48,800円
第4段階	本人が市民税非課税かつ同一世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準額×0.90	58,500円
第5段階	本人が市民税非課税で、同一世帯内に市民税課税者がいる人	基準額	65,100円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	78,100円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.30	84,600円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.50	97,600円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	110,600円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.90	123,600円

※4月1日現在で65歳以上の方は4月1日、年度途中で65歳に到達した人は65歳到達日か賦課基準日です
※老齢福祉年金は、明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です

特別児童扶養手当のご案内

受給資格 心身に障がいがある児童を養育する父、母、または父母以外で養育している人

※児童が、障がいを支給事由とする年金を受給することができ

る場合や、児童福祉施設などに

入所している場合は除きま

す

請求手続き 認定請求書に、所

定の診断書と関係書類を添え

て、子ども課子育て支援係に

提出

支給額 障がいの程度が1級の

人は月額5万1450円、2

級の人は3万4270円

※4月、8月、11月の年3回、

4カ月分の手当が振り込まれ

ます

支給の制限 受給資格者、また

は扶養義務者の所得が一定額

を超える場合には、手当の支

給が停止されます

所得状況届 毎年8月12日から

9月11日までの間に、所得状

況届を提出する必要があります

問い合わせ 子ども課子育て支

援係(東原庁舎内)☎内線77

257へ

特別障害者手当・障害児福祉手当のご案内

問い合わせ 社会福祉課障害福祉係(東原庁舎内)☎内線77252、
白沢支所生活係☎内線31、利根支所生活係☎内線29

受給資格

特別障害者手当

在宅で著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の人

※社会福祉施設へ入所、または病院に3カ月以上入院している場合は除く

障害児福祉手当

在宅で日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の人

※障害を支給事由とする年金の給付を受けている場合や、社会福祉施設へ入所している場合は除く

請求手続き 認定請求書に所定の診断書と関係書類を添えて社会福祉課障害福祉係に提出

支給額

特別障害者手当/月額26,810円、障害児福祉手当/月額14,580円

※2・5・8・11月に前月分までの手当が本人の金融機関口座に振り込まれます

支給の制限 本人、または扶養義務者の所得が一定額を超える場合には、手当の支給が停止されます

現況届と所得状況届 毎年8月12日から9月11日の間に、現況届と前年の所得状況届を提出する必要があります



児童扶養手当 ~該当する人は申請を~

問い合わせ 子ども課子育て支援係(東原庁舎内)☎内線77257

児童扶養手当は、次の支給要件いずれかに該当する児童が18歳に達した後、最初の3月31日(障がいがある場合は20歳未満)までの間、その児童を監護養育している父、母、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

支給要件

①父母の離婚後、父または母と生計が別の児童/②父または母が死亡した児童/③父または母が重度障害の状態の児童/④父または母の生死が不明な児童/⑤結婚しないで生まれた児童/⑥その他(父または母から1年以上遺棄されている、父または母が1年以上拘禁されている、父または母が裁判所からDV保護命令を受けた、父母ともに不明など)

※父または母が、事実上の婚姻関係にあるときや公的年金を受けることができるとき、所得が一定額以上あるときなどは手当が支給されないことがあります

支給額

全部支給/4万2,290円、一部支給/所得に応じて4万2,280円~9,980円

※児童が2人以上の場合、2人目は9,990円(一部支給は所得に応じて9,980円~5,000円)、3人目以降は1人につき5,990円(一部支給は所得に応じて5,980円~3,000円)加算されます

児童扶養手当現況届受け付け日程表

受付期間	受付時間	受付場所
8月1日(火)~10日(木)	午前8時30分~午後5時15分	東原庁舎1階子ども課子育て支援係
8月21日(月)~31日(木)		
8月14日(月)~18日(金)	午前8時30分~午後7時	東原庁舎2階会議室
※土・日曜日、祝日を除く		
白沢・利根町在住の人は次の期間、各支所でも手続きができます。		
受付期間	受付時間	受付場所
8月17日(木)、18日(金)	午前8時30分~午後5時15分	白沢・利根支所生活係窓口

手当を受給している人は、8月31日(木)までに現況届の手続きを。該当者には通知を送付します